

## 外部役員の費用支弁規程

2026年5月20日制定

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第34条に基づき、外部役員の報酬の支弁について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、外部役員とは、定款第28条に定める外部理事及び外部監事をいう。

### (報酬の支給)

第3条 外部役員の報酬は、下記のとおりとする。

(1) 定時社員総会及び理事会、監査等会議への出席1回あたり4万円

(2) 前項によって支払う報酬の1人あたりの年間総額上限は、外部理事20万円、外部監事28万円

### (旅費・宿泊費等)

第4条 外部役員の旅費・宿泊等については、役員等の費用支弁規程第4条から第10条の定めを適用する。

### (規程の変更)

第5条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(2)に従ってなす。

### 附 則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。